

覚せい剤犯罪捜査実務 ハンドブック

編 法務省刑事局公安課長 内藤惣一郎
法務省刑事局公安課参事官 白井美果
著 東京地方検察庁刑事部検事 奥村寿行
前法務省刑事局公安課局付

■ A5判 ■ 並製 ■ 224頁 定価（本体 1,800 円＋税）送料 300 円

ISBN978-4-8037-0920-9 C3032

本書のポイント

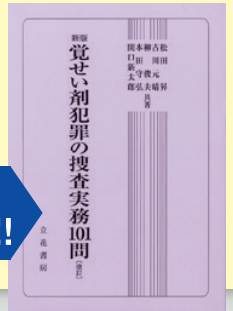
覚せい剤犯罪と、その捜査手続の基本がわかる！

覚せい剤に関する基礎知識をはじめ、覚せい剤取締法・麻薬特例法・刑訴法といった関係法令の解釈、及び覚せい剤犯罪捜査の基本的な考え方や留意事項について、実務上重要な部分を中心に、Q&A形式でわかりやすく解説。

好評書籍「覚せい剤犯罪の捜査実務101問」のリニューアル版！

- 旧版刊行の平成19年以降の新たな裁判例等をフォロー！
- 密輸事案や強制採尿手続についてのQ&Aを新たに収録！
- 解説に「見出し」が付いて読みやすい！
- 横書きになって読みやすい！

好評書籍を
リニューアル!!



内容見本

第一線で覚せい剤犯罪の

取締りに従事する取締官

職務質問を行う地域警察官

必携の1冊!

124

3 強制採尿の際の留意事項

強制採尿をするに当たっては、

- (1) 「被疑者に対し、尿を自発的に提出するよう十分な説得を尽くすが、それでも尿の提出に応じない等、真にやむを得ない場合に行うこと（なお、覚醒剤の検出をおそれて、尿の提出を引き延ばす被疑者もあることに留意を要する）」
- (2) 「搜索差押令状の請求に際しては、(1)の真にやむを得ない状況を証拠化しておくこと」
- (3) 「強制採尿の実施に当たっては、被疑者の人権・名誉に配慮すること」
- (4) 「搜索差押調書には、強制採尿に至った経緯、採尿の日時、場所及び方法、採尿を実施した医師の氏名等を記載していくこと」

等に留意すべきである。

関連する問題として、強制採尿令状を執行するに当り、身体を複数の警察官及び看護婦により押さえつけた行状の効力として認められる必要最小限度の有形行状の事例がある（福岡高判平27・2・5高刑速（平27）

つとされていることから問題となる。

この問題に関して、最決平3・7・16（刑集45・6・201）は「被告人は錯乱状態に陥っていて任意の尿の提出が認められるのであって、本件被疑者事案性とその取得の必要性、適当代替手段の強制採尿は、犯罪の捜査上真にやむを得ない場合に実施されたものとすることができ、右手続に違法はない」と旨判示している。

2 強制採尿令状により採尿場所まで被疑者を連行すること

この問題に関しては、最決平6・9・16（刑集48・6・420）が「身柄を拘束されていない被疑者を採尿場所へ任意に同行することが事実上不可能であると認められる場合には、強制採尿令状の効力として、採尿に適する最

180

この点について、東京高判平29・9・21（未登載）は、「タイ警察のタイ国内における捜査は、タイの法律に基づいて行われたものであり、日本の法令が適用されないから、日本の法令上合法か否かという問題は生じず、本件覚せい剤等が、違法収集証拠に該当してその証拠能力が否定されるという問題は生じない。もともと、外国で行われた捜査が、日本国憲法及び刑訴法の基本理念である適正手続に著しく反し、それによって生ずる証拠を証拠として許容することが正義の観念に反するといえる場合には、その証拠の証拠能力を否定する場合もあると考えられる。」と判示しており（その上で、本件事案においては結論として証拠能力を肯定した）、実務上参考となる。

第8章 捜査手続等 181

2 合理的な証拠による立証

刑訴法上の立証は、当該対象物件が覚醒剤であることについて合理的な疑いを入る余地がない程度にせざるべきであるから、覚醒剤であるからといって、常に科学的な鑑定によってしか立証できないというのではなく、合理的な証拠による限り、どんな方法によって立証しても差し支えない。判例は「本件のような薬品が取締の対象となる成分をもっているかどうかは原則として専門の鑑定によって定めるのを相当とするけれども、覚せい剤のように常に多数の違反者が相次いで検挙され、法のきびしい取締に服している薬劑は、これに關与する取締官並びに違反者の間においては、これを識別するに必しも専門の鑑定によらなければならないとはいえない」と判示している（最判昭31・10・23裁判集刑事115・131、麻薬事案に關して同旨のもの最判昭32・12・10裁判集刑事122・541参照）と判示して、これを明らかにしている。

3 覚醒剤であることの立証が問題となる場合

覚醒剤であることの立証が問題となる場合として、犯罪事実の一部についてのみこれを裏付ける覚醒剤が存在するものから、犯罪事実全てについてこれを裏付ける覚醒剤が存在しないものに至るまで多種、多様な場合があり、その立証はこれらの具体的な事例に対応して行わなければならない。

そこで、問題の整理上、これらの事例のうち、実務及び裁判上問題となった事例を、

- (1) 「犯罪事実の一部について、これを裏付ける覚醒剤を採取したが、その他の犯罪事実を裏付ける覚醒剤を採取できなかった場合」
- (2) 「犯罪事実について、覚醒剤が存在したことを裏付ける証拠がなかった場合」
- (3) 「犯罪事実について、これを裏付ける覚醒剤及びその存在を推認でき



225 采

採尿は可能

は、尿のと

であること

3 覚醒剤を採取できなかった場合の立証方法（その1）

覚醒剤犯罪を捜査したが、覚醒剤を採取することができなかった場合に、当該違反物件が覚醒剤であったことを立証する方法があるか。

（関係条文） 覚せい剤14条、17条、19条

1 「物なし事件」の立証

覚醒剤犯罪は組織的に行われる場合が多く、また、違反者の大半は覚醒剤犯罪を反復実行しているため、この種事犯の捜査では、覚醒剤の採取に成功しても、それは全犯罪事実の一部を裏付けるにすぎない場合や、捜査官が昼夜をいとわず努力を重ねても覚醒剤を全く採取できなかったといったケースが少なくない。

このようなケースにおいて、覚醒剤の裏付けのない犯罪事実をどのように立証し、起訴し、有罪判決を獲得するかという問題がある。いわゆる「物なし事件」の立証に関する問題がこれである。

目次裏面参照 ▶▶▶

はしがき
凡例

第1章 総論

- 1 覚せい剤取締法の制定及び改正経緯
- 2 覚せい剤取締法の目的
- 3 いわゆる麻薬二法の内容
- 4 覚醒剤の意義 (その1 定義)
- 5 覚醒剤の意義 (その2 純度)
- 6 覚醒剤の薬理作用
- 7 覚醒剤の鑑定方法
- 8 覚醒剤の予試験
- 9 覚醒剤犯罪の国外犯処罰規定と「みだりに」の意義
- 10 法定の除外事由がないことの立証方法
- 11 覚醒剤犯罪の立証と鑑定
- 12 錯誤と覚醒剤犯罪の成否
- 13 覚醒剤以外の物を覚醒剤であると認識して輸入等する行為と犯罪の成否
- 14 覚醒剤犯罪が成立するために必要な覚醒剤であることの認識の程度
- 15 塩酸エフェドリンが覚醒剤原料であることを知らなかった旨の弁解と故意の成否
- 16 覚醒剤中毒者を発見した場合の措置

第2章 製造罪

- 17 製造罪における実行の着手時期
- 18 製造罪の未遂・不能犯
- 19 製造罪と他罪との関係
- 20 製造の予備の意義
- 21 製造罪と資金等提供罪との関係

第3章 輸入罪

- 22 輸入罪が特に重く処罰される理由
- 23 輸入の意義と輸入罪の既遂時期
- 24 船舶による輸入罪の既遂時期
- 25 航空機による輸入罪の既遂時期
- 26 保税地域への陸揚げと輸入罪の成否
- 27 覚醒剤を持って出国し、それを持ち帰った場合の輸入罪の成否
- 28 輸入罪の未遂と予備
- 29 輸入に伴う関税法上の犯罪
- 30 輸入罪と共謀共同正犯
- 31 輸入罪と資金等提供罪との関係
- 32 運び屋等が覚醒剤不知と弁解した場合の立証方法
- 33 回収措置に関する経験則

第4章 譲渡・譲受罪

- 34 「譲渡し」及び「譲受け」の意義
- 35 「譲渡し」の具体的事例

- 36 共謀して覚醒剤の密売を行った者の間の授受と「譲渡し」
- 37 譲渡・譲受罪の構成要件
- 38 譲渡・譲受罪の未遂
- 39 譲渡・譲受罪の実行の着手が認められた具体的事例
- 40 覚醒剤取引に介在した者の刑責
- 41 取引介在者と譲受罪及び譲渡罪の単独正犯の成否
- 42 取引介在者と譲渡罪及び譲受罪の共同正犯又は幫助犯の成否
- 43 「周旋」の意義
- 44 同一人間における数個の譲渡と罪数
- 45 譲受罪と譲渡罪の関係
- 46 譲受罪と所持罪の関係
- 47 継続して数回にわたり覚醒剤を譲り渡す行為と自白の補強証拠
- 48 譲渡・譲受罪の対象物が押収されていない場合の覚醒剤であることの立証方法
- 49 一対一の取引の捜査、公判上の問題点

第5章 所持罪

- 50 所持の意義
- 51 所持罪における「みだりに」の意義
- 52 隠匿覚醒剤に対する留置期間中の所持
- 53 覚醒剤が微量である場合の所持罪の成否
- 54 所持罪の故意
- 55 他人を介した場合の所持
- 56 共同所持の具体例
- 57 所持罪の幫助犯の具体的事例
- 58 所持の個数
- 59 所持罪と他罪との関係

第6章 使用罪

- 60 「使用」の意義と使用罪の構成要件
- 61 使用の方法
- 62 馬に注射する行為と使用罪の成否
- 63 他人の身体に注射した場合の刑責
- 64 使用罪における実行の着手時期及び所持罪と使用罪との関係
- 65 覚醒剤の体内残留期間
- 66 採尿の際の留意事項
- 67 強制採尿の際の留意事項
- 68 強制採尿に伴う問題点
- 69 職務質問後、強制採尿令状の発付を受けての執行の留意点
- 70 使用罪における弁解事例
- 71 否認事件 (その1 問題の所在)
- 72 否認事件 (その2 使用日時、場所及び方法の特定)
- 73 より幅のある記載への訴因変更の可否
- 74 同一人による回数の使用と罪数

第7章 営利目的加重規定

- 75 営利目的加重規定を積極的に活用することの必要性
- 76 「営利的目的」の意義
- 77 「他人に利得させる目的」と営利的目的
- 78 罰金併科の要件である「情状により」の意義

第8章 捜査手続等

- 79 捜査の意義、方法及びその適法性確保の重要性
- 80 捜査の適法性を確保するための一般的留意点 (その1 強制捜査)
- 81 捜査の適法性を確保するための一般的留意点 (その2 証拠能力への影響)
- 82 違法な捜査の及ぼす影響 (その1 逮捕・勾留への影響)
- 83 違法な捜査の及ぼす影響 (その2 証拠能力への影響)
- 84 職務質問の意義、付随行為及び許容範囲
- 85 職務質問に伴う停止行為の意義と許容範囲
- 86 適法な任意同行を行うための留意点
- 87 所持品検査の許容範囲
- 88 令状によらない捜索・差押えの留意点 (その1 時間的許容範囲)
- 89 令状によらない捜索・差押えの留意点 (その2 場所的許容範囲)
- 90 令状による捜索・差押えを行うための留意点 (その1 差押対象物)
- 91 令状による捜索・差押えを行うための留意点 (その2 捜索対象場所)
- 92 場所に対する捜索令状による当該場所に居合わせた者に対する捜索の可否
- 93 別件の捜索中、覚醒剤犯罪に関する証拠を発見した場合の留意点
- 94 おとり捜査の意義
- 95 コントロールド・デリバリーの意義
- 96 覚醒剤を押収できなかった場合の立証方法 (その1)
- 97 覚醒剤を押収できなかった場合の立証方法 (その2)
- 98 覚醒剤を押収できなかった場合の立証方法 (その3)
- 99 覚醒剤を押収できなかった場合の立証方法 (その4)
- 100 覚醒剤であることの認識を有していたことの立証
- 101 覚醒剤の譲渡代金等の没収等
- 102 担保物権が設定されている不動産等の没収
- 103 覚醒剤の運搬の用に供した車両等の没収

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 覚せい剤犯罪捜査実務ハンドブック

合計部

ご所属名	庁	道府県
(署・隊・課)		

ご担当者名 (TEL:)

係名	氏名

係名	氏名

(ご記入いただいた個人情報、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2
TEL:03-3291-1561(代表) http://tachibanashobo.co.jp